

〔標註職原抄別記下〕氏長者

上古わが朝に、臣民を御たまへる制は、官位をば用ひ給はで、姓氏になむ因らせ給へりける。さるは、姓は公家に仕るかたの職名、氏は族類を別つかたの稱號とこゝろえなば、おほやう違ふべからず。○註そはいかにといふに、姓を加婆禰續日本紀に骨名、また根可婆禰共と云は頭根の義にて、夫と婆と通音なり、頭を加夫と、氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、中臣忌部の職は、上件の如くなれば更にいはず、たとへば膳臣は、景行天皇の御代に、膾を調て進りしに、其味美かりしかば、膳大伴部をたまへりき、それより以來膳部等を率ひて仕奉るを職とせり、また土師連は、垂仁天皇の御代に、埴輪に替て人命を助たりける功によりて、土師連をたまへりき、それより以來土師等を率ひて仕奉るを職とせり、その外鳥取部の飛鶴を捕り、和藥の牛乳を獻て名を得たる類皆その職名を同族にわかちて、これを氏といひ、知氏を字ふは、或説に内の義なりといへ、其氏人を統掌て仕るこれを姓といふ、されば臣姓の人は、その臣にかゝれる職名を負たる氏々を率て仕まつり、連尸の人は、その連にかゝれる職名を負たる氏氏を率て仕まつり、直も首も忌寸も別も、皆かくの如くにて、臣連二造、ことごとく大臣大連の二大臣に統攝られたるが、太古職を代々にする世の制なりき。

〔大日本史 氏族一〕按氏讀爲宇遲、姓讀爲加婆禰、上世所謂宇遲者、概其職名家世相承爲號、加婆禰即所以別尊卑也、宇遲加婆禰、古史以氏姓二字當之、然當時多併宇遲加婆禰稱之、氏、氏姓無太分別、且所謂加婆禰者、與姓字義差異、故古書或用尸骨等字、義亦不通、但日本書紀、諸氏賜真人朝臣等、必書曰賜姓、古語拾遺、謂中臣齋部等爲氏、朝臣宿禰等爲姓、書法最易見、故今從之、其古史併氏骨書、氏書、姓者、亦皆仍原文、及後世、搢紳皆有家號、以別其族、而國郡武士亦倣之、各因其居地以爲稱號、俗謂之名字、而子孫相承、以爲名號、則與氏無異、世竟因稱曰氏族、故今亦適宜用其稱、然古者